

ドイツ法人税法上の機関関係 (5)

——確定手続きに関連して——

本 田 良 巳

1 法人税法上の規定

機関関係は財務的編入と利益供出契約という二要件をもって成立する。財務的編入を前提にし、機関主体と機関会社との間で利益供出契約が締結される。そして、利益供出契約に基づき、機関会社の利益を機関主体に供出して機関関係全体の所得を算定し、これに一定の税率を乗じて算定された税金を税務署に申告するのである。本稿はこのうち、機関関係の最終段階にある機関所得の算定から税金の申告・確定の手続きをみていくことにする。

次に、機関関係において機関主体と機関会社のうち、どちらが税金の申告を行い、また税金の支払い義務を有するのだろうか。機関会社の利益を機関主体に供出する以上、機関主体が税金の申告を行い、税金の支払いを負うように考えられる。そうであれば、税金の申告も税金の支払いも機関会社は何も負う必要はないのだろうか、個々人の能力に応じて税金の支払いを負う税務主体の課税の原則 (Steuersubjektsprinzip) に抵触しないかどうか問題になってくるのである¹⁾。

ところで、2013年、税制改正によって法人税法14条5項に税金の確定手続き規定が新設されている。かかる規定により、確定手続き (Feststellungsverfahren) の単純化、統一化等を図り、ひいては確定手続きの法的安定化を得ることに狙いが置かれている。とはいえ、税金の算定、その申告手続きに加え、機関関係に特有な問題 (たとえば、機関主体と機関会社との領域分化、機関主体と機関会社との情報共有等) があり、手続きの複雑化が予想されるのである。

本稿では法人税法14条5項を取上げ、税金の確定手続きを検討している。まず2節では機関関係全体の所得の算定、そして税務署への税金の申告手続きを説明している。次に3節では税務署が発行する確定通知 (Feststellungsbescheid) と法人税通知 (Körperschaftsteuerbescheid) との関係、これらに対する不服申立て (Einspruch) 等を説明している。そして4節では失敗に終わる機関関係 (verunglückte Organschaft) を取上げ、かかる関係の下で実施される利益供出契約、損失引継ぎ請求の会計処理を考えている。最後に5節では本稿で述べてきたところを要約し、結びに代えている。

1) Rödder, T. • Herlinghaus, A. • Neumann, R. [2023], S. 1755.

2 税金の申告

2013年、税制改正により、法人税法14条5項が新設され、機関関係について確定手続きが定められている。規定は次の通りである。

(5) 機関主体に帰属される機関会社の所得、それに関連する、その他の課税基礎は機関主体や機関会社に対して特別に、統一的に確定されている。1文による確定は機関主体と機関会社の所得の課税に強制力を有している。機関主体の税金において計算されなければならない機関会社によってなされた税金に1文と2文は適切に妥当している。機関会社の所得への課税に権限を有する税務署はこの確定について権限を有している。1文と3文により、特別な、統一的な確定への申告は機関会社の法人税の申告に結びつけられる。

かかる確定手続きの規定により、「一般的に課税手続きの単純化と統一化に役立つ、そして、異なる算定結果の回避に役立つ、したがって、財務委員会の決定勧告に基づいて、新規定は手続き経済性の利害に役立ち、法的安定性の利害に役立ち、さらに、平等な課税の利害に役立つのである」²⁾。

1文において課税基礎の特別な、統一的な確定を定めている。この規定は機関主体に帰属する機関会社の所得であり、機関会社から機関主体への所得の供出である。ここで、機関会社の所得は次のように算定される³⁾。

	商事貸借対照表に基づく機関会社の年度剰余/年度不足額
+/-	所得税施行規則60条2項による修正
=	機関会社の税務上の利益/損失
+	控除できない費用、とくに所得税法4条5項
-	税務義務のない収入（法人税法8b条のほか、二重課税協定により、 税務義務のない収入）
+/-	その他の修正
+/-	供出される利益/補償される不足額
=	中間合計
-	機関会社独自の補助金の控除
=	機関主体に帰属される機関会社の所得（法人税法14条1項、5項1文）

なお、1文に定めるように、「それに関連する、その他の課税基礎」として、支払利子と受取利子、機関会社の所得に含められる長期損失取引の確定等が挙げられる⁴⁾。

2) Drüen, K-D. [2013], S. 439.

3) Drüen, K-D. [2013], S. 440.

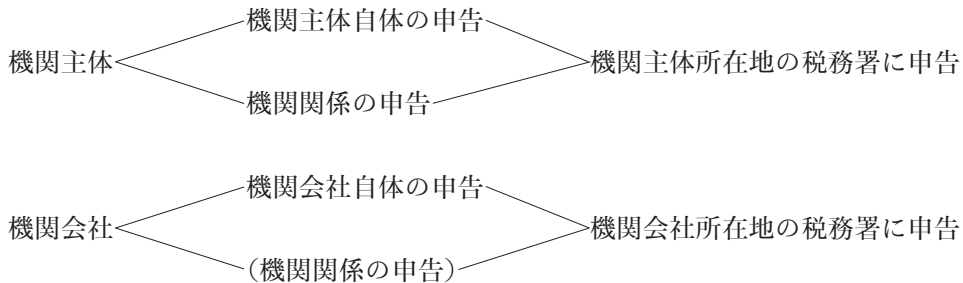
本田良己 [2023c], 9頁参照。

4) Drüen, K-D. [2013], S. 440.

次に、税金の申告手続きについて考えていくことにする。

まず機関主体、機関会社は各々、独自に法人税の申告をしなければならない。そして、税務署から個別に、法人税通知を受取ることになる⁵⁾。

次に機関関係の所得、すなわち機関所得の申告である。これは機関会社の所得は機関主体に供出されることから、通常、機関主体が機関所得の申告をしなければならない、と考えられる。しかし、この考えに対する異説 (Lesart) があり、二重の申告権限 (doppelte Erklärungszuständigkeit) が唱えられることもある。すなわち、「この異説によれば、確定手続きのために、機関主体と機関会社の二重の申告権限が存在している。この義務を通常より早く、より簡単に履行することができる機関会社が申告義務 (Erklärungspflicht) を履行するなら、機関主体は租税基本法181条2項2文により、免除される。これに対して、機関会社はその申告を発出しないなら、機関主体の義務は存在したままである」⁶⁾。機関主体、機関会社の各々の申告を要約すれば、次の通りである。



機関所得の申告をした後、申告修正 (Erklärungsberichtigung) をしなければならない場合もある。すなわち、「税務義務ある者、あるいは、税務義務ある者のために発出された申告が間違っている、あるいは不完全である、それにより税金の減少が行われている、あるいはすでに行われている (租税基本法153条1項1文1号)」⁷⁾。このような場合、申告を事後的に修正しなければならないのである。

機関主体が機関所得の申告をするなら、申告修正も機関主体がしなければならない。しかし、二重の申告権限によって機関会社が機関所得の申告をするなら、申告修正を機関会社がしなければならないのだろうか。この場合、「機関主体が存在する申告義務にもかかわらず、独自の申告を発出しないとき、機関会社によって機関主体のために発出された申告の場合、機関主体に修正義務 (Berichtigungspflicht) が妥当するのである」⁸⁾。

3 法律上の救済

申告、申告修正の後、税務署から機関主体、機関会社の各々に確定通知と法人税通知が

5) Drüen, K-D. [2013], S. 441.

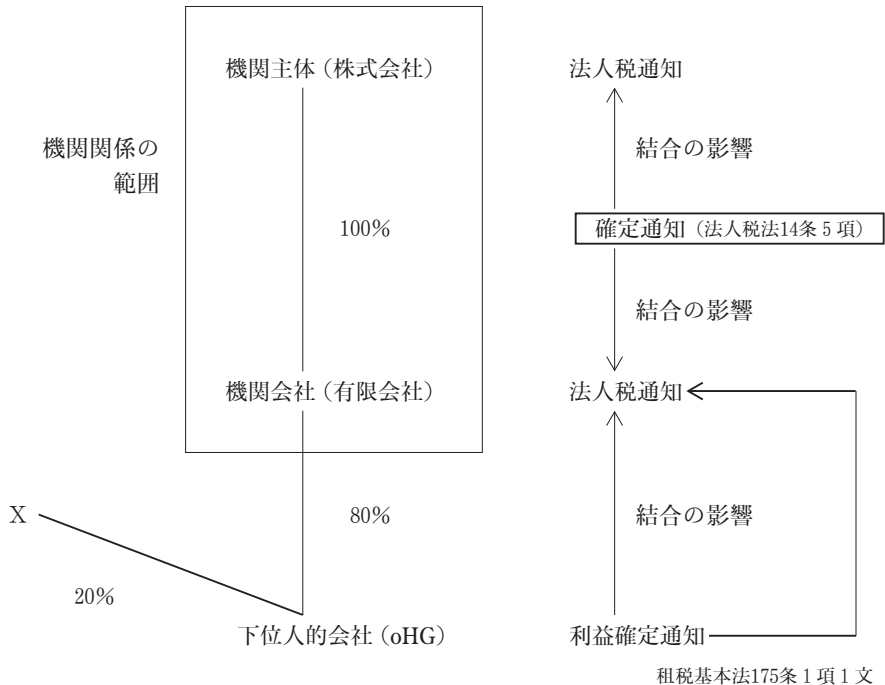
6) Drüen, K-D. [2013], S. 442.

7) Drüen, K-D. [2013], S. 442.

8) Drüen, K-D. [2013], S. 442.

届けられる。これらの関係を Drüen, K-D は次のように図示している（「図1」参照）⁹⁾。

図1 確定通知と法人税通知



（出典）Drüen, K-D [2013], S. 450 の図を一部、修正。

「図1」は次の通り説明される。

- (1) 機関主体（株式会社）と機関会社（有限会社）との間に機関関係が成立している。しかし、機関会社（有限会社）と人的商事会社（oHG）との間に機関関係は成立していない。
- (2) 矢印について、人的商事会社の利益確定通知（Gewinnfeststellungsbescheid）は機関会社の法人税通知にとって基礎通知の機能を有している。さらに、確定通知は二つ（機関主体と機関会社）の法人税通知にとって基礎機能（Grundlagenfunktion）を有しており、確定通知－法人税通知は基礎通知－事後通知の関係にある¹⁰⁾。
- (3) 機関主体……………税務署から確定通知と法人税通知を受取り
機関会社……………税務署から確定通知と法人税通知を受取り

確定通知に不服があれば、確定通知に対して不服申立てをし、その取消し（Anfechtung）を請求することができる。これを法律上の救済（Rechtsbehelf）という¹¹⁾。

9) Drüen, K-D. [2013], S. 450.

Drüen, K-D. [2013], S. 450 の図を一部、修正している。

10) Rödder, T. • Herlinghaus, A. • Neumann, R. [2023], S. 1972.

それでは、誰が法律上の救済資格を有するのだろうか。税金を申告する機関主体は当然、法律上の救済を受けることができる。しかし、問題は原則として税金を支払わない機関会社は法律上の救済資格を有するかどうかである。これに関連して、「確定通知は機関主体と機関会社に向けられなければならないので、機関主体と機関会社は彼らに向けられた確定通知に対して反論する (wenden) ことができる」¹¹⁾、「機関会社は確定通知による確定の影響により、不服を言う (beschweren)、したがって、独自に法律上の救済資格がある。法人税法14条5項から、機関主体への法的保護の集中は導かれない」¹³⁾。

引用文から明らかなように、機関会社も法律上の救済資格を有している。それでは次に、機関会社は確定通知のどこに不服申立てをし、法律上の救済を受けることができるのだろうか。Teiche, A. によれば、「法人税法14条5項1文の意味で統一的な、そして特別な確定に、どれだけ具体的な課税基礎が包摂されるかは現在、確定していない、しかし、内容的に機関会社に向けられる確定も行われる。その限りにおいて、機関会社も確定通知の内容受取人である」¹⁴⁾。課税基礎のなかで「内容的に機関会社に向けられる確定」もあり、その箇所に機関会社は不服申立てをすることができるのである。

また、機関主体、機関会社はどのような救済手続きによって法律上の救済を受けることができるのだろうか。まず税務署に対する不服申立てである。機関主体、機関会社は確定通知に対して不服申立てをし、その取消しを請求する。その他、専門家の助言 (Hinzuziehung) や第三者の呼出し (Beiladung) を考えることができる¹⁵⁾。上記のような法律上の救済手続きによっても納得が得られないなら、最終的に所轄の財政裁判所 (Finanzgericht) に提訴することになるのである¹⁶⁾。

なお、確定通知の変更は二年を時効 (Verjährung) としており、それ以降、確定通知の変更は認められないのである (租税基本法171条10項1文)¹⁷⁾。

11) Drüen, K-D. [2013], S. 444.

12) Drüen, K-D. [2013], S. 445.

13) Rödter, T. • Herlinghaus, A. • Neumann, R. [2023], S. 1973.

機関会社の所得は原則としてゼロであり、税金もゼロになる。したがって、機関会社は法律上の救済を受けられない、とこれまで考えられてきた。Teiche, A. [2013], S. 2203. 換言すれば、「機関主体への法的保護の集中」がなされてきたのである。

14) Teiche, A. [2013], S. 2204.

Teiche, A. によれば、公表受取人 (Bekanntgabeadressat) と内容受取人 (Inhaltsadressat) とは区別されなければならない。「公表受取人は通知が誰に公表されるかである。内容受取人は通知の内容が誰のために決められ、誰に対して向けられるかである」。

なお、機関会社は公表受取人であり、内容受取人でもある。

15) Drüen, K-D. [2013], S. 445.

16) Rödter, T. • Herlinghaus, A. • Neumann, R. [2023], S. 1974.

17) Drüen, K-D. [2013], S. 444.

租税基本法171条10項1文は次のように定めている。

「税金の確定のため、確定通知、税金測定通知あるいは他の行政行為が強制的であるかぎり (基礎通知)、基礎通知公表後の二年の経過前、確定期間は終了しない」。

ここで例題を用いて、機関主体、機関会社の法律上の救済について検討していくことにする¹⁸⁾。

例題

A 有限会社（機関会社）の税務署は2015年9月1日、確定通知を発行している。確定通知は2014年査定期間について、B 株式会社（機関主体）に帰属される A 有限会社の所得を150万ユーロに査定している。確定通知は A 有限会社ならびに B 株式会社に有効に公表されている。A 有限会社は2015年9月30日、自己の名前で確定通知に対して不服を申立てている。何故なら、査定された金額が50万ユーロ高すぎるからである。A 有限会社と B 株式会社との間の伝達ミスにより、B 株式会社は2015年10月10日に初めて査定された課税基礎の誤りを認識し、直ちに不服を申立てている。

例題について、その概要と結論は次の通りである。

- (1) A 有限会社（機関会社）の所在地にある税務署は2015年9月1日、A 有限会社と B 株式会社（機関主体）に確定通知を発行している。
- (2) A 有限会社の所得、150万ユーロが B 株式会社に供出されているが、A 有限会社の正しい所得は100万ユーロであり、50万ユーロ高く供出されている。
- (3) A 有限会社は2015年9月30日、不服申立てを行い、2015年10月10日、B 株式会社も不服申立てを行っている。
- (4) A 有限会社の不服申立ては斥けられる。

何故なら、A 有限会社から B 株式会社に供出される金額の算定は機関主体である B 株式会社に属する問題であり、これについて A 有限会社は不服申立ての権限を有していないからである¹⁹⁾。

- (5) B 株式会社の不服申立ても斥けられる。

何故なら、確定通知の公表（2015年9月1日）後、一ヶ月以内に不服申立てをすることができる（租税基本法355条1項1文²⁰⁾）。しかし、B 株式会社の不服申立ての日（2015年10月10日）は一ヶ月をすでに経過しているからである。

4 失敗に終わる機関関係

機関関係が完全に成立していないにもかかわらず、機関関係は成立している、と機関主体と機関会社はともに思い込んでいることもある。これは失敗に終わる機関関係と言われている。Gosch, D らによれば、「参加者（機関主体、機関会社）は法人税法上の機関関係

18) Teiche, A. [2013], S. 2203-S. 2204.

19) Teiche, A. [2013], S. 2204.

20) Teiche, A. [2013], S. 2204.

租税基本法355条1項1文は次のように定めている。

「347条1項1文による不服申立ては行政行為の公表後の一ヶ月以内に申入れされなければならない」。

の構築を意図している、しかし、最初からそれは成立していない、あるいは未だ成立していないとき、失敗に終わる機関関係について述べる」²¹⁾。

失敗に終わる機関関係の理由として、次のようなことが考えられる²²⁾。

- ① 機関会社が営業指揮の場所を外国に移転する
- ② 機関主体がオリジナルに営業上、活動していない
- ③ 機関会社における持分が機関主体の国内の恒久的施設に帰属されない
- ④ 財務的編入は存在していない（たとえば、効力のない受託関係）
- ⑤ 利益供出契約の締結や起草（Abfassen）の場合、形式的な規定に対する違反
- ⑥ 外部株主（少数株主のこと―筆者注）にとって適切な補償の不十分な取決めのため、利益供出契約は無効
- ⑦ 五年の最小経過期間を遵守していない
- ⑧ 利益供出契約がすべての利益供出を保証していない（たとえば、税務貸借対照表利益の供出）
- ⑨ 機関会社の場合、貸借対照表記入の誤り
- ⑩ 株式法302条の意味で、損失引継ぎの不十分な取決め
- ⑪ 事前契約上の損失を補償していない
- ⑫ 事前契約上の利益準備金あるいは契約上の資本準備金を供出
- ⑬ 準備金設定の場合、法人税法14条1項1文4号に対する違反
- ⑭ 五年の最小期間の経過前、重大な理由なしに契約を終了
- ⑮ ランプ経済年の設定なしに、利益供出契約を一年以内に終了

失敗に終わる機関関係においても、機関関係は成立している、と思い込んでいる機関主体と機関会社との間で利益供出契約が実施されることになる。これは隠れた利益配当（verdeckte Gewinnausschüttung）と言われ、利益配当それ自体は後から取消されることはない。機関主体は隠れた利益配当を所得として認識し、課税に従う²³⁾。仮に機関会社が隠れた利益配当の返還を請求し、「返還請求が機関主体によって満たされるなら、取消される隠れた利益配当は問題にならない。むしろ機関主体による払込金が問題になるのである」²⁴⁾。

また、失敗に終わる機関関係においても、機関関係は成立している、と思い込んでいる機関主体と機関会社との間で損失引継ぎ請求が実施されることになる。これは隠れた払込金（verdeckte Einlage）と言われ、同様に損失引継ぎそれ自体は後から取消されることは

21) Gosch, D. [2020], S. 1521.

22) Rödter, T. • Herlinghaus, A. • Neumann, R. [2023], S. 1975.

23) Gosch, D. [2020], S. 1523.

法人税法 8b 条 5 項によれば、隠れた利益配当は非課税の収入（steuerfreier Bezug）であり、その95%が非課税扱いになる。池田良一 [2023], 246頁参照。

24) Gosch, D. [2020], S. 1523.

ない²⁵⁾。隠れた払込金は機関会社への資本参加の事後的な取得原価である、と機関主体からみれば考えることができる。仮に機関会社が損失引継ぎ請求の放棄を請求するなら、これは払込金の返還 (Rückgewähr von Einlage) になるのである²⁶⁾。

5 結論と課題

本稿は法人税法14条5項に基づき、税金の申告、確定の手続き、さらに確定通知と法人税通知の受取り、両通知に対する不服申立て等を取上げている。14条5項は元来、法的安定化を得ることに狙いが置かれた規定であるが、機関主体と機関会社との関係、すなわち機関関係が一層、問題を複雑にしている。本稿で述べてきたところを要約していくことにする。

- (1) 法人税法14条5項1文において、機関会社の所得は「特別に、統一的に確定されている」。したがって、まず機関主体に帰属される機関会社の所得の算定式を示している。機関所得は通常、機関主体によって申告されなければならないが、これには異説もみられる。また、申告修正が事後的に求められるなら、機関主体が修正義務を負わなければならないのである。
- (2) 申告、申告修正の後、税務署から機関主体、機関会社の各々に確定通知と法人税通知が届けられる。確定通知は他の通知に対する基礎機能を有している。確定通知に不服があれば、不服申立てをし、その取消しを請求することができる。これを法律上の救済という。法律上の救済手続きとして他に、専門家の助言、第三者の呼出し、裁判等がある。また、法律上の救済を受ける者として機関主体だけでなく、機関会社も含められている。
- (3) 機関関係の不成立にもかかわらず、機関主体と機関会社は成立していると思込んでいることがある。これは失敗に終わる機関関係と言われる。失敗に終わる機関関係の下で実施される利益供出契約は隠れた利益配当と言われ、機関主体はそれを所得として認識する。他方、失敗に終わる機関関係の下で実施される損失引継ぎ請求は隠れた払込金と言われ、機関主体はそれを事後的な取得原価、払込金と同様に考えている。

最後に本稿で十分に論じ尽くせなかった問題を課題として挙げておきたい。

- (1) 確定通知の課税基礎のなかで、どの領域が機関会社の果たす領域であり、どこから機関主体の領域になるか、機関主体と機関会社との領域分化が不明確である。また、機関会社にも機関主体と同じような役割を全般的に求めるなら、両者間で情報の共有が要請されなければならない。同様に税務署間でも情報の共有が要請される。
- (2) 機関関係の確定申告を機関会社が行う場合もある(2節参照)。どのような根拠から、機関会社は確定申告をしなければならないのだろうか。

25) Gosch, D. [2020], S. 1522.

26) Gosch, D. [2020], S. 1524.

参考文献・引用文献

[外国文献]

- Alber, M. / Szczesny, M. / Sell, H., [2024], *Körperschaftsteuer*. 20. überarbeitete und aktualisierte Auflage.
- Brühl, M. / Weiss, M. [2020], Ertragsteuerlich Organschaft: Variable Ausgleichszahlungen an außenstehende Gesellschafter – BMF-Schreiben zu § 14 Abs. 2 KStG vom 4. 3. 2020, *Betriebs-Berater*, 75. jg., Nr. 26, S. 1436–S. 1440.
- Bünning, M. / Stoll, T. [2016], Bildung und Auflösung von Kapitalrücklagen bei bestehenden Gewinnabführungsverträgen, *Betriebs-Berater*, 70. jg., Nr. 9, S. 555–S. 559.
- Cremer, U. [2014], *Körperschaftsteuer*.
- Dötsch, E / Pung, A. [2013], Gesetz zur Änderung und Vereinfachung der Unternehmensbesteuerung und des steuerlichen Reisekostenrechts: Die Änderungen bei der Organschaft, *Der Betrieb*, 66, jg., Heft 7, S. 305–S. 314.
- Drüen, K-D. [2013], Das neue Verfahrensrecht der Organschaft – Kritische Würdigung des neuen Feststellungsverfahrens nach kleinen Organschaftsreform – *Der Konzern*, Nr. 8, S. 433–S. 451.
- Gelhausen, H. F. / Fey, G. / Kämpfer, G. [2009], *Rechnungslegung und Prüfung nach dem Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz*.
- Gelhausen, H. F. / Althoff, F. [2009a], Die Bilanzierung ausschüttungs- und abführungsgesperrter Beträge im handelsrechtlichen Jahresabschluss nach dem BilMoG (Teil 1) *Die Wirtschaftsprüfung*, 62. jg., Nr. 11, S. 584–S. 592.
- Gelhausen, H. F. / Althoff, F. [2009b], Die Bilanzierung ausschüttungs- und abführungsgesperrter Beträge im handelsrechtlichen Jahresabschluss nach dem BilMoG (Teil 2) *Die Wirtschaftsprüfung*, 62. jg., Nr. 12, S. 629–S. 635.
- Gosch, D. [2020], *Körperschaftsteuergesetz*, 4. Auflage.
- Hasbach, A. / Brühl, M. [2016], Steuerliche Anerkennung von Ergebnisabführungsverträgen bei kombinierten Ausgleichszahlungen und fehlendem Verweis auf § 302 Abs. 4 AktG, *Deutsches Steuerrecht*, 54, jg., Heft 41, S. 2361–S. 2369.
- Hasbach, A. [2019], Ausgleichszahlungen an außenstehende Gesellschafter – Anmerkungen zu § 14 Abs. 2 KStG nF, *Deutsches Steuerrecht*, 57, jg., Heft 3, S. 81–S. 88.
- Hasbach, A. [2020], Ausgleichszahlungen an außenstehende Gesellschafter nach § 14 Abs. 2 KStG, *Der Betrieb*, 73, jg., Heft 16, S. 806–S. 812.
- V-A Hölzer [2015], Nichteinbeziehung des umwandlungs- und umwandlungssteuerrechtlichen Rückbezugszeitraums in die Berechnung der Mindestlaufzeit eines Gewinnabführungsvertrags? *Der Betrieb*, Nr. 22, S. 1249–S. 1251.

- Jäger, B. / Lang, F. / Raible, M. / Ott, S. [2022], *Körperschaftsteuer*, 20. Auflage.
- Kraft, C. / Hohage, U., [2020], Wesentlichkeit eines fehlerhaften Bilanzansatzes im Kontext der Durchführungsfiktion des Gewinnabführungsvertrags nach § 14 Abs. 1 Satz 1 Nr. 3 KStG, *Die Unternehmensbesteuerung* 10 / 2020, S. 581–S. 588.
- Kröner, I. [2017], Abführung des richtigen Gewinns einer Organgesellschaft nach Änderung von § 253 HGB, *Die Wirtschaftsprüfung*, 70, jg., Nr. 13, S. 796–S. 800.
- Liedgens, G. / Himmer, K. [2021], Die Einlagenlösung für organschaftliche Minder- und Mehrabführungen nach dem KöMoG-E, *Der Betrieb*, Nr. 23, S. 1221–S. 1228.
- Meyering, S. / Reiter, L. / Celiktas, A. [2022], Kritische Analyse des neuen § 14 Abs. 2 KStG vor dem Hintergrund der Rechtssicherheit, *GmbH-Rundschau*, 113. jg., Nr. 17, S. 903–S. 908.
- Mössner • Oellerich • Valta, [2024], *Körperschaftsteuergesetz Kommentar*, 6 Auflage.
- Mylich, F. [2014], Die Dogmatik vororganschaftlich verursachter Minderabführungen und ihre praktischen Folgen, *Deutsches Steuerrecht*, 52, jg., Heft 49, S. 2427–S. 2433.
- Rödter, T. • Herlinghaus, A. • Neumann, R. [2023], *Körperschaftsteuergesetz, Kommentar*, 2. neu bearbeitete Auflage.
- Scheifele, M. / Marx, M. [2014], Die zeitlichen Anforderungen an den Gewinnabführungsvertrag und seine Durchführung, *Deutsches Steuerrecht*, 52, jg., Heft 37, S. 1793–S. 1803.
- Schell, M. / Schrade, J. [2017], Wiedereinlagevereinbarungen und tatsächliche Durchführung von Gewinnabführungsverträgen, *Deutsches Steuerrecht*, 55, jg., Heft 2, S. 86–S. 90.
- Scheuch, P. [2021], Organschaft: Grenzen der Anerkennung von Ausgleichszahlung an außenstehende Gesellschafter, *FinanzRundschau*, 103. jg., Nr. 11, S. 522–S. 531.
- Schnitger, A. • Fehrenbacher, O. [2018], *Kommentar Körperschaftsteuer KStG*, 2 Auflage.
- Schwalm, T. [2021], Die Einlagenlösung – Zum Entwurf der Neuordnung von in organschaftlicher Zeit verursachten Minder- und Mehrabführungen, *Deutsches Steuerrecht*, 59, jg., Heft 17, S. 980–S. 983.
- Streck, M. [2022], *Körperschaftsteuergesetz, Kommentar*, 10. Auflage.
- Strüder, S. [2020], Ausgleichszahlungen an außenstehende Gesellschafter – Anmerkungen zu dem BMF-Schreiben v. 4.3.2020, *GmbHRundschau*, 111. jg., Nr. 12, S. 644–S. 647.
- Teiche, A. [2013], Verfahrensrechtliche Aspekte nach der Organschaftsreform, *Deutsches Steuerrecht*, 51, jg., Heft 42, S. 2197–S. 2205.

[日本文献]

五十嵐邦正 [2012], 『ドイツ会計制度論』, 森山書店。

五十嵐邦正 [2020], 『会計制度の論点』, 森山書店。

池田良一 [2023], 『ドイツ進出企業の会計・税務・会社法・経営』, 税務経理協会。

- 岡村忠生 [2005], 『法人税法講義』 [第3版], 成文堂。
- 成道秀雄, 松嶋隆弘, 坂田純一編著 [2014], 『法人税法の理論と実務』, 第一法規。
- 鈴木基史 [2025], 『重点解説 法人税申告の実務』, 清文社。
- 武田隆二 [2005], 『平成17年版 法人税法精説』, 森山書店。
- 成松洋一 [2024], 『法人税法 理論と計算』 [二十訂版], 税務経理協会。
- 本田良巳 [2023a], 「ドイツ商法の配当制限 (1)－配当制限の概要－」,
大阪経大論集第74巻第2号, 41-53頁。
- 本田良巳 [2023b], 「ドイツ商法の配当制限 (2)－配当制限の個別問題－」,
大阪経大論集第74巻第3号, 33-45頁。
- 本田良巳 [2023c], 「ドイツ法人税法の利益供出契約－機関関係に基づいて－」,
大阪経大論集第74巻第4号, 1-16頁。
- 本田良巳 [2025a], 「ドイツ法人税法上の機関関係 (1)－利益供出契約に関連して－」,
大阪経大論集第75巻第6号, 191-200頁。
- 本田良巳 [2025b], 「ドイツ法人税法上の機関関係 (2)－補償支払いに関連して－」,
大阪経大論集第76巻第1号, 307-320頁。
- 本田良巳 [2026a], 「ドイツ法人税法上の機関関係 (3)－払込金解決に関連して－」,
大阪経大論集第76巻第6号, 167-184頁。
- 本田良巳 [2026b], 「ドイツ法人税法上の機関関係 (4)－財務的編入に関連して－」,
大阪経大論集第77巻第1号, 167-180頁。
- 安井栄二 [2005a], 「ドイツ法人税法における機関理論 (一)」,
民商法雑誌第132巻第6号, 808-851頁。
- 安井栄二 [2005b], 「ドイツ法人税法における機関理論 (二)」,
民商法雑誌第133巻第1号, 63-98頁。
- 安井栄二 [2020], 「ドイツ法人税法における機関関係制度について」,
税研第35巻第5号, 98-103頁。
- 山本守之 [2012], 『体系 法人税法 平成24年度版』, 税務経理協会。